

日本国憲法第96条改正に反対する総会決議

1 決議の趣旨

当会は、日本国憲法第96条の憲法改正発議要件緩和に強く反対する。

2 決議の理由

（1）憲法は国民の基本的人権を保障する国の最高法規であること

憲法は「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」とし（憲法第11条）、さらに「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と規定する（憲法第97条）。

基本的人権を保障することは近代社会において最も重要かつ普遍的な原理であり、たとえ民主的に選ばれた国家権力であってもその権力を濫用して基本的人権を侵害するようなことがあってはならない。それゆえ、憲法は、国の最高法規とされ、これに反するあらゆる法規、行政行為等はすべて無効とされる（憲法第98条）。そして、憲法に反するか否かについての判断権（違憲立法審査権）を司法機関である最高裁判所に与えることにより（憲法第81条）、国家権力が濫用されることがないよう縛りをかけている（立憲主義）。

（2）厳格な改正要件

憲法が国の最高法規であるがゆえに、その改正要件も厳格に定められている。即ち、「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」とされている（憲法第96条）。最高法規である憲法が改正される場合には、国会での審議においても、国民投票における国民相互間の議論においても、いずれも充実した十分慎重な議論が尽くされた上で改正

がなされるべきことが求められるのであり、法律制定よりも厳しい改正の要件が定められたのである。

（3）憲法第96条改正の動き

ところが、自由民主党は、2012年4月、天皇を元首と明記し国防軍を規定するなどの「日本国憲法改正草案」を発表し、この第96条の改正規定を、衆参各院の総議員の過半数で発議できるように変更しようとしている。日本維新の会も憲法改正を主張し、第96条の憲法改正発議要件の緩和を提案している。さらに、同年12月の衆議院総選挙の結果を受け、安倍晋三首相は、本年1月30日の国会答弁で、「党派ごとに異なる意見があるため、まずは多くの党派が主張している憲法第96条の改正に取り組む」旨を明言した。その後も安倍首相は同様の発言をくり返しており、本年5月1日、外遊先でも、「憲法改正は自民党立党以来の課題で、昨年の衆院選でも公約としてまずは96条と掲げていた。当然今度の参院選においても変わりはない」と述べた旨報道された。そして、さる6月20日、自由民主党は、今夏実施される参議院選挙の公約の一つとして憲法改正を掲げ、その中に憲法第96条の発議要件の緩和が明記されている。

このように憲法第96条の発議要件を緩和しようとするのは、まず改正規定を緩和して憲法改正をやりやすくし、その後、憲法第9条や人権規定、統治機構の条文等を改正しようとの意図に基づくものと言わざるをえない。

（4）改正された場合の問題点

仮に発議要件を各議院の総議員の3分の2以上から過半数に改正すると、議会の過半数を占める政権与党が、立憲主義の観点から縛りをかけられている立場にあるにもかかわらず、その縛りを緩める憲法改正案を簡単に発議できるようになる。特に小選挙区制によって大量の死票が発生し、得票率と議席数に大きな乖離が生じうる現行の選挙制度の下では、国民の多数の支持を得ていない憲法改正案が発議されるおそれがある。

また、憲法改正発議後に行われる国民投票についても、2007年5月18

日に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律には重大な問題点が数多く存在し、参議院特別委員会はその成立過程において 18 項目にわたる検討を求める附帯決議が行ったが、これらの問題点には全く手がつけられていない。そのため、憲法改正に賛成する意見と反対する意見とが国民に平等に情報提供されないおそれがあるなど、国民の間で十分な情報交換と意見交換ができる条件は整っていない。

こうした状況で憲法改正の発議要件を緩和すれば、立憲主義は大きく後退してしまい、憲法の安定性を損い、ひいては基本的人権の保障が形骸化されるおそれがあり。

よって、基本的人権の擁護を使命とする弁護士で構成する当会は、憲法改正の発議要件を緩和しようとする憲法第 96 条改正に強く反対するものである。

2013（平成25）年6月25日

宮崎県弁護士会

会長 西田 隆二